

蕪崎市企業管理告示第4号

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項及び第2項の規定により、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示し、同条第1項の規定により、これを表示した図書を縦覧に供する。

令和8年3月12日

蕪崎市下水道事業
蕪崎市長 内藤 久夫

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| 1 供用及び処理開始年月日 | 令和8年3月31日 |
| 2 下水を排除及び処理すべき区域 | 旭町上條北割の一部 |
| 3 排水施設の位置 | 縦覧図書のとおり |
| 4 分流式または合流式の別 | 分流式 |
| 5 終末処理場の位置及び名称 | 南巨摩郡富士川町長沢1790番地
釜無川浄化センター |
| 6 縦覧場所 | 蕪崎市役所上下水道課 |